教育臨床場面における守秘義務の問題 一心理臨床家の場合—

名島 潤慈

On the problem of confidentiality in clinical settings of education: Focusing on the psychological clinician

Junji NAJIMA

I はじめに

心理臨床家とはもっぱら臨床心理学的な査定(行動観察、面接、心理検査等)や支援法(各種の心理療法や緊急支援等)を用いる人を指す総称名で、現在、教育・医療・福祉・司法・産業等さまざまな領域で働いている。心理臨床家の多くは「臨床心理士 (clinical psychologist)」の資格を有するが、臨床心理士資格を持たない人もいる(臨床心理士は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定による民間資格で、1988年から資格認定)。臨床心理士は一般に医学的診断や薬物療法を行う権限を有しないが、精神科医が臨床心理士資格を有している場合には例外となる(2019年4月1日の時点での臨床心理士の有資格者数は35,912人、そのうちの636人が精神科医)。

ここで教育領域を取り上げると、現在公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校には数多くのスクールカウンセラー(以下、SCと略)が教育委員会から派遣されている。週1~2回程度の非常勤が多いが、近年は、学校常駐型、学校常勤型、教育委員会等配置型も見られるようになっている。公立以外では、私立の小・中・高等学校もSCを雇用している。その他、大学ではもっぱら非常勤の大学カウンセラー(学生相談員)が雇用されている。

SC になれる人は、文部科学省の 2018 年 4 月 1 日一部改正の「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」によれば、①公認心理師(certified public psychologist:公認心理師試験に合格し、資格登録が完了している人)、②臨床心理士、③精神科医、④児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識と経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者、⑤都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者である。これらのうち、①の公認心理師は心理学関係で初めての国家資格であり(公認心理師法は 2015 年 9 月 9 日公布、2017 年 9 月 15 日施行)、2018 年 9 月 9 日に第 1 回国家試験が行われたので、SC としての実働は2019 年 4 月からと、ごく最近のことである。[SC の約 8 割は臨床心理士である。ただし、臨床心理士が第 1 回国家試験を受けて公認心理師となっている人も数多い。]

ところで、心理臨床家は臨床場面で種々の問題に直面するが、なかでも守秘義務(秘密保持義務と同義)にまつわる問題は複雑なところがあり、あれこれ悩まされることも少なくない。慶野(2013)は臨床心理士を対象にして臨床心理士が出会う倫理的困難エピソードについての実態調査を行っているが、その結果を見ると、「秘密保持」に関するものが最も多くて、全体の

41.63%を占めている。

ともあれ、実際に臨床活動を行っている以上複雑だからといって手をこまねいているわけにもいかないので、本稿では筆者なりの経験に基づいてこの守秘義務について整理・検討してみたい。なお、もっぱら臨床心理士の守秘義務について検討するが、本稿の最後で公認心理師の守秘義務についても触れたい。ちなみに、守秘義務に相当する英語は confidentiality であるが、金沢 (2006) はその意味に基づいて、confidentiality を「強い信頼に基づく秘密保持」と意訳している。

Ⅱ 種々の法律と守秘義務

表1は守秘義務ならびに守秘義務を順守しなかった場合の処罰規定等に関するさまざまな法律である。表1の後半部は、保健師や看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、弁護士等についてのものである。[社会福祉士と精神保健福祉士は、学校場面ではスクールソーシャルワーカー(SSW)として関わっている(文部科学省による SSW 活用事業は 2008 年度から)。弁護士については、2017年度から文部科学省がスクールロイヤー(School Lawyer)活用調査を開始し、2020年度から全国的に展開する予定。]

ちなみに、臨床心理士は国家資格ではないので、臨床心理士に関する法律はない。したがって得られた情報を開示したとしても刑事責任を問われることはない。しかし、クライアントに精神的損害などが生じた場合には、民事責任を問われる可能性はある。また、宮下(2009)を参照すれば、守秘義務違反があった場合、善管注意義務という準委任契約上の債務を履行しなかったものとして債務不履行に基づく損害賠償責任(民法 415 条参照)が生ずる可能性があるし、専門家としての高度の注意義務に違反する過失があるとして不法行為に基づく損害賠償責任(民法 709条参照)が生ずる可能性がある。

表2は、臨床心理士、日本臨床心理士会、臨床発達心理士、日本心理臨床学会、日本学生相談 学会の守秘義務に関する倫理綱領等である。これらは、臨床心理士や臨床発達心理士、日本心理 臨床学会会員、日本学生相談学会会員が守るべきものである。

表3は、いろいろな法律における守秘義務の例外状況、つまり秘密を開示してもよいとされるような場合である。これらの法律以外では、自殺や他害のおそれがあるような場合も守秘義務の例外状況となる。

ここで SC のみに焦点をあてると、例えば佐賀県教育委員会学校教育課(2018)が作成した『スクールカウンセラーガイドライン』の記述が1つの参考となろう。

まず『スクールカウンセラーガイドライン』は守秘義務について、「SC は現在、特別職の非常勤職員として採用されており、地方公務員法は特別職の非常勤職員には適用されない。そのため、SC を雇用する際には、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を課している。また、職能団体が定める倫理綱領や行動基準等を順守する必要がある。校内においては、SC は職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。」と述べている。「ここでは誓約書等による守秘義務と共に、報告義務のことが強調されている。なお、SC が先述の公認心理師資格を取得した場合には、その SC は公認心理師法第 41 条によって「秘密保持義務」を課せられることになろう。」

上のガイドラインの文章についてさらに補足しておくと、地方公務員法第4条第2項には、「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない」と規定されている。特別職には種々あるが、地方公務員法第3条第3項第3号には、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」と規定されている。

「職能団体が定める倫理綱領や行動基準等を順守」というのは、SC が臨床心理士であれば、公

法律名	内容
刑法	第13章 秘密を侵す罪 第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのにその業務上取り扱ったことについて知りえた人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知りえた人の秘密を漏らしたときも前項と同様にする。 第135条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
刑事訴訟法	第149条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在った者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。
医療法	第86条 第5条第2項若しくは第25条第2項若しくは第4項の規定による診療録若しくは助産録の提出又は同条第1項若しくは第3項の規定による診療録若しくは助産録の検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た医師、歯科医若しくは助産師の業務上の秘密又は個人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であった者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、同項と同様とする。
母体保護法	第27条 不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。 第33条 第27条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを6月以下の懲役又は30万以下の罰金に処する。
児童福祉法	第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 1 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者 2 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 3 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者 第61条 児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を洩らしたときは、これを1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
児童虐待の防 止等に関する 法律	第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
地方公務員法	第34条 職員は、職務上知り得た秘密*2を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密*2に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者
国家公務員法	第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。 第109条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12 第100条第1項若しくは第2項又は第106条の12第1項*3の規定に違反して秘密を漏らした者

保健師助産師 看護師法

第42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

第44条の4 第42条の2の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

社会福祉士及 び介護福祉士 法

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

第50条 第46条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

精神保健福祉 士法

第40条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

第44条 第40条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

弁護士法

第23条 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、 義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第56条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける*4。

2 懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う。

- *1 法律のなかにある漢数字はすべて算用数字に置き換えた。
- *2 「職務上知り得た秘密」とは職員が職務を遂行しているさいに知ることのできたすべての秘密で、「職務上の 秘密」とは職務上の所管に属する秘密のこと(行政実例昭和30年2月18日自丁公発第23号)。
- *3 第106条の12第1項は「委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」。ここでいう「委員長及び委員」は、再就職等監視委員会の委員長及び委員のこと。
- *4 弁護士が守秘義務に違反した場合にはこの第56条に該当する可能性が高く、本人が所属する弁護士会から 懲戒処分(戒告処分、2年以内の業務停止、退去命令、除名の4種)を受けることになる。弁護士はまた、 刑法第134条により、秘密を漏らしたときは6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる。

表 2 臨床心理士・臨床発達心理士・学会等の倫理綱領・倫理基準における守秘義務

倫理綱領・倫理 基準	制定・改正 年月日	内容
臨床心理士倫理 綱領*1	1990.8.1. 制 定 2013.4.1. 改 正	第3条 臨床業務従事中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。また、事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、来談者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。
一般社団法人日 本臨床心理士会 倫理綱領*2	2009.4.1. 制定	第2条 秘密保持 会員は、会員と対象者との関係は、援助を行う職業的専門家と援助を求める来 談者という社会的契約に基づくものであることを自覚し、その関係維持のために 以下のことについて留意しなければならない。 1 秘密保持
		業務上知り得た対象者及び関係者の個人情報及び相談内容については、その内容が自他に危害を加える恐れがある場合又は法による定めがある場合を除き、守秘義務を第一とすること。 2 情報開示 個人情報及び相談内容は対象者の同意なしで他者に開示してはならないが、開
		示せざるを得ない場合については、その条件等を事前に対象者と話し合うよう努めなければならない。また、個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録の管理保管には最大限の注意を払うこと。

臨床発達心理十 | 2002.12.2. 倫理綱領

施行

2011.10.30. 一部改訂

第4条(秘密保持の厳守と守秘の例外) 臨床発達心理士は、活動を通して知り 得た個人を特定しうる情報を、許諾を得ないまま支援の範囲を越えて使用しない ように留意する。個人情報を含む記録の保管は厳重に行い、開示の請求には所属 する職場の規程に従う。ただし、自傷他害や虐待などに関係する場合や法の定め による場合、また、裁判に関わる事案については守秘の例外となり、要支援者と 公共の福祉を考慮して対応する。

一般社団法人日 本心理臨床学会 倫理綱領*3

2009.4.11. 制定 2016.3.27.

最近改正

第6条 会員は、臨床業務上知り得た事項に関しては、専門家としての判断の 下に必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。

2 会員は、事例又は研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、対 象者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。会員をやめた後も、同様と

一般社団法人日 本心理臨床学会 倫理基準*3

2009.4.11. 制定 2016.3.27.

最近改正

第6条 会員は、法律に別段の定めがない限り、対象者の秘密保持のために、 他の関連機関からの照会に対して、又は対象者の記録の保存と廃棄等については、 十分慎重に対処しなければならない。

2 会員は、対象者本人又は第三者の生命が危険にさらされるおそれのある緊急 時以外は、対象者の個人的秘密を関係者に伝えてはならない。この場合において も、会員は、その秘密を関係者に伝えることについて、対象者の了解を得るよう に努力しなければならない。

3 対象者の個人的秘密を保持するために、研修、研究、教育、訓練等のために 対象者の個人的資料を公開する場合には、会員は、原則として、事前に当該対象 者又はその保護者の同意を得なければならない。(第7条第1項*4参照)

4 前項の同意を得た場合においても、会員は、公表資料の中で当人を識別する ことができないように配慮しなければならない。

日本学生相談学 会倫理綱領*5

制定 2016.5.22.

最近改正

2013.5.20. 第2条 秘密保持

会員は、業務遂行に当たっては、以下のことに留意しなければならない。

(1) 守秘義務

業務上知り得た対象者や関係者の個人情報および相談内容については、守秘 を第一義とすること。ただし、自傷他害の恐れがある場合、または法による 定めがある場合を除く。

(2) 情報の開示

個人情報および相談内容を対象者の同意なしに他者に開示してはならない。 ただし、専門家としての判断のもと開示せざるを得ない場合については、そ の内容や方法等を対象者と話し合うように努めること。

(3) 記録の管理保管

個人情報および相談内容が漏洩することのないように、記録の管理保管につ いては最大限の注意を払うこと。

(4) 研究の公表

研究の公表をする場合には、原則として対象者の同意を得るように努める。 同意を得た場合でも、対象者のプライバシーを尊重し、個人が特定されない ように表現に最大限の注意を払うこと。

(5) 音声や映像等による記録 対象者の声や映像を記録する場合、対象者の了解を得た上で行うこと。

- *1 『平成25年度版臨床心理士関係例規集』(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会発行,2014)より。
- *2 『一般社団法人日本臨床心理士会倫理ガイドライン 平成29年4月改訂』(一般社団法人日本臨床心理士会 倫理委員会発行, 2017) より。
- *3 『一般社団法人日本心理臨床学会 規定集 改訂版』(一般社団法人日本心理臨床学会発行, 2016) より。
- *4 第7条第1項は、「会員は、臨床的研究の成果を公表する場合には、どんな研究目的であっても、原則として、 その研究に協力参加した対象者の同意を得ておかなければならない。研修のために自分の担当した対象者の 事例を公表する場合も、同様とする | である。
- *5 日本学生相談学会は2001年より「大学カウンセラー」の資格認定を行っている。

表 3 守秘義務(の例外状況 (届出、報告、通報、通告が法律に規定されている場合)			
法律名	内容			
児童福祉法	第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所 くは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは 相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については の限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定によ 告をすることを妨げるものと解釈してはならない。			
児童虐待の防 止等に関する 法律	第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。 3 刑法(明治40年法律45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。			
配偶者からの 暴力の防止及 び被害者の保 護等に関する 法律	第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規			
高齢者の虐待 の防止、高齢者の意養 者の養護者援 対するる法律	定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。 第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の 生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、これを市町村に通報しなけれ ばならない。 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し た者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規 定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。 第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介 護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置す る養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施 設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これ を市町村に通報しなければならない。			
障害者虐待の 防止、障害者 の養護者に対 する支援等に 関する法律	第7条 養護者による障害者虐待(18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。 2 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。 第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に報告しなければならない。 第22条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。			
いじめ防止対 策推進法	第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。			
刑事訴訟法	第197条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。第507条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。			

益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の「臨床心理士倫理綱領」や、「一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領」を順守することになる。また、SCが大学の心理学の教官でかつ臨床発達心理士であれば、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構の「臨床発達心理士倫理綱領」を順守することになろう。これらの倫理綱領には表2にあるように、守秘義務のことが明確に規定されている。

次に『スクールカウンセラーガイドライン』は情報共有について、「SC は、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、相談内容等を学校内で共有する必要がある。ただし、SC は個人情報を扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取扱いについては十分に注意する。」と述べている。相談内容等の「共有」は報告義務とセットであろう。

以上 SC について佐賀県教育委員会のものを紹介したが、法律家の目からすると、SC というのは次のようになる。

弁護士の出口(2012a)によれば、「SC は学校設置者(地方公共団体もしくは学校法人)との間で非常勤の雇用契約を締結し、その契約の内容に基づき配置先に派遣されて SC としての労務を提供する義務を背負っている」「カウンセリングを実施する場合の法的関係については、学校と児童・生徒との間でカウンセリングを行う合意(カウンセリング契約)ができたことに基づき実施されるものと考えられる」「カウンセリング契約の当事者は SC 自身ではなく学校と児童・生徒であり、SC は雇用契約に基づく学校管理者等の指示または依頼により、学校のカウンセリング提供義務の履行補助者としてカウンセリングを実施する」「カウンセラーがカウンセリングを実施するに際し、故意または過失によって児童・生徒に損害を与えたときは、損害を被った児童・生徒は、学校設置者に対しては、在学契約に付随する安全配慮義務違反(債務不履行)として損害賠償責任が認められる」「SC は、教育委員会と雇用契約を締結する際、学校長に対してカウンセリング内容の報告義務を負うとされるのが一般的である」「カウンセラーが子どもに対して負う守秘義務は倫理上の義務であるにとどまらず、法的義務であるかどうかについては、筆者はこれをカウンセリング契約において当然に認められる法的義務であると考えるが、なお試論の域を出ない」とのことである。

Ⅲ ある守秘義務違反についての検討

2006年9月9日の読売新聞オンラインによれば、名古屋市にある M 大学の元学生であった男性会社員 A が、当時の指導教官らから受けた性的嫌がらせについて大学側に相談したところ不適切な対応をされ、精神的苦痛を受けたとして、500万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が9月8日、名古屋高裁であった。裁判長は原告の訴えを棄却した1審・名古屋地裁の判決を変更し、「臨床心理士の相談員が守秘義務に違反して上司に相談内容を報告するなどしたことで、男性のプライバシーを侵害した」として、大学側に80万円の支払いを命じた。判決によると、会社員 A は2001年12月、当時の指導教官らから A の性的プライバシーについて度々からかわれたことから、2002年1月に大学の学生相談室に相談した。そのさい、臨床心理士の女性相談員 B は大学のセクハラ対策指針に反して、A の同意を得ないまま調停を開始するとともに、守秘義務を破って上司に相談内容を報告した。A は調停委員会の事情聴取で、調停委員から「自らの落ち度が嫌がらせを招いたのではないか」などと指摘される二次的被害も受けたという。

一方、2006年9月9日の毎日新聞によれば、A は 2001年12月、性的な内容を含む携帯電話のメールを教員や他の学生に見られ、性的な質問をされるなどした。そこで A は学生相談員の B に相談したが、B は A の了解を得ないで A の相談内容を大学職員である学生部厚生課長に伝え、セクハラ防止規定に基づく学内の調停手続きが進められた。しかし A は、「純粋な悩みごと相談

のつもりで、調停などはまったく想定していなかった。調停委員の言動で二次被害に遭った」などと訴えていた。大学側は、「相談員が担当事務局に内容を伝えるのは、手続きを円滑に進める上で必要なこと。調停は、電話で男性の同意を得ていた」などと主張していた。しかし裁判長は、「電話は一方的で調停の同意はなかった。公式手続きの選択が話し合われる前に課長に伝えたのは守秘義務違反。調停委員の言動は男性の苦痛を増大させた」と認定したという。

以上2つの記事からはもともと学生相談室の学生相談員であるB自身がセクハラの調停手続きを行ったらしいことと、Bが守秘義務を守らないでAの性的特性とそれにまつわる嫌がらせの件をBの上司である学生部厚生課長に洩らしたことがうかがえる。

もちろん B からすれば、学生相談室は組織上学生部厚生課に所属しているので、学生相談室への相談内容の詳細を上司の厚生課長に自主的に「報告した」ということになろう。言うまでもなく B は M 大学に雇用されているので、B が M 大学のシステムに従って動くのは当然のことかもしれない。

しかしながら B は臨床心理士なので、日本臨床心理士資格認定協会が定める「臨床心理士倫理綱領」に従う必要がある。臨床心理士倫理綱領は 1988 年 7 月 3 日に制定・発効され、その後 2009 年 3 月 21 日と 2013 年 4 月 1 日に改正されている。

日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士倫理綱領の1988年7月3日制定・発効によると、その第3条が秘密保持で、条文は「臨床業務従事中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。また、事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、来談者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。」である(大塚,1988を参照)。[日本臨床心理士資格認定協会とは別に日本臨床心理士会があるが、この日本臨床心理士会の倫理綱領は2009年4月1日施行であり、Bが学生相談室に相談した2002年1月にはまだ存在していなかった。]

組織上の報告義務と専門家としての守秘義務とを比べた場合、臨床場面で優先されるのは専門家としての守秘義務のほうであろう。調停手続きの必要上Bがどうしても学生部厚生課長に相談内容を報告しなければならなかったとしたら、BはそのことをまずAに述べて、Aの了解を得るべきであった。そして、もしもAの了解が得られなかったら、Bは了解が得られなかったということを学生部厚生課長に報告し、同時にAに対して、相談内容を報告しなければ調停の手続きを取ることはできないのだということをAに説明すべきであったろう。もっとも、毎日新聞によると、A自身は「純粋な悩みごと相談のつもりで、調停などはまったく想定していなかった」と述べているので、Aの了解は得られるはずはなかったろうが。

ちなみに、読売新聞に書かれているように学生相談員のB自身が調停手続きを行ったとしたら、Bはカウンセラーの枠を超えて、ハラスメント対策委員としての活動を行ったことになる。つまり、BはAという同一人に対して「カウンセラー」と「ハラスメント対策委員」という2つの機能を果たしたことになる。しかし、カウンセリングはクライアントの不安・緊張を低減させたり心のなかの葛藤を整理したり自己認識の拡大を図ったりするためのものであり、一方ハラスメント対策は、大学における種々のハラスメントを撲滅するための、加害者の懲罰・処分をも念頭に置いた、きわめて現実的な「犯罪」対処活動であり、これら2つは性質がまったく異なっている。したがって、1人の学生相談員がこのような二重の機能を果たすことは、クライアントに対して混乱をもたらすことになるので避けたほうがよい。また、例えば上からの業務命令でBがどうしても学生相談員とハラスメント対策委員とを兼ねざるをえなかったとしたら(あるいは、Bはハラスメント対策委員ではなかったが調停手続きというハラスメント対策の仕事をするよう命じられたとしたら)、Bとしては、別のハラスメント対策委員に対して、自分は現在AのカウンセラーなのでAについてのハラスメント対策の仕事はできないということを述べ、その人に

調停手続き云々の件をお願いしたほうがよかったのではないかと思われる(手続き的にはハラスメント対策委員長に申し出ることになろう)。

なお、調停委員会について言えば、調停委員会はおそらく M 大学の教職員によって構成されていた。調停委員の1人が A に対して「自らの落ち度が嫌がらせを招いたのではないか」などと述べたのは、調停委員としての研修不足・力量不足であったと思われる。

Ⅳ いわゆる「集団守秘義務」について

旧文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業が開始されたのは 1995 年度のことであり、それ以後スクールカウンセリングは拡大していった。特に 2008 年度からは、全公立学校への配置・派遣が計画的に進められている。

ところで、守秘義務の問題が最初に大きく前面に出てきたのは、このスクールカウンセリングの領域であった。つまり、SC はもっぱら学校内の相談室(カウンセリングルーム)で児童生徒のカウンセリング(ケースによれば絵画療法や箱庭療法、リラクセーション技法)やアセスメント等を行うが、守秘義務ということを強調すれば、SC が児童生徒から聞いた事柄(アセスメント結果を含む)は学校側、つまり管理職、SC 担当教諭、教育相談担当教諭、生徒指導主事、担任等に対して何も話せなくなる。もちろん、他の人に話すことをクライアントである児童生徒が了解してくれれば問題ないが、いつも児童生徒が了解してくれるとは限らない。そして、了解してくれなければ話すことができないが、常にそれでは学校側が困ってしまうこともある。[児童生徒本人の命に関わるようなこと(例えば自殺の可能性)、他者の命に関わるようなこと(他害・他殺の可能性)やその他の犯罪行為、いじめ、家族からの虐待といったものは、児童生徒本人の了解なしに他者に話すことが可能である。]

ともあれ、学校側としては児童生徒に対して安全配慮義務等を有するので、児童生徒がSCにどのような相談をしているのかということをできるだけ把握しておきたい。しかも、SCには学校への報告義務がある。このようにして多くのSCは守秘と開示・報告のジレンマに悩むことが少なくなかったが、そのなかで出てきたのが「集団守秘義務」ないし「チーム内守秘義務」という考え方である。

これを具体的に言えば、臨床心理士の長谷川(2003)は、「筆者が属する宮城県臨床心理士会スクールカウンセラー部門でその解決を工夫し試してみて、成果を得ていることの一つが、『集団守秘義務』もしくは、さらに特定して『チーム内守秘義務』と呼んでいる考え方である」「宮城県臨床心理士会ではこの問題について長年考え、平成12年度頭にこれを『活用マニュアル』の形で学校側と、臨床心理士側に正式に示し、協力を得た。以降、ほぼ毎年、活用マニュアル全体としては、内容に前年度での経験を基に修正を加えている」と述べている。

「集団守秘義務」ないし「チーム内守秘義務」という言葉は、それまでのスクールカウンセリングにはなかった言葉である。長谷川の言う集団守秘義務とは、SC1人がクライアントの情報を占有するのではなくて、クライアントに関わる者が必要な情報を共同的に持ち、かつ厳密な守秘をするという意味である。この集団守秘義務についての関連意見は以下である。

①弁護士の磯谷は 2005 年 12 月 18 日の「都道府県臨床心理士会倫理担当役員向け倫理ワークショップ」において、「組織の中で臨床心理士の方が仕事をするときに、建前で考えれば、それを上司に報告したり、校長先生に言ったり、管理職に言ったりするのは本来は問題ないはずです。逆に、組織としては、そうしなければならないという理屈になるのだと思いますが、本当にそれでいいのかということですね。ここは、実は未整理な部分なのだろうと思っています。ここから先は法律的な議論をされているわけではないので難しいですけれども、私の実感からしますと、いくら組織の中でクライアントがカウンセラーに話を聞いてもらっているとしても、組織に筒抜

けになることを、クライアント本人が想定しているとは思えないんです。実際上、そう思えないんです。そうするとやはり、あらかじめ臨床心理士が、自分が勤務する組織との関係をどうするのかというところを、それこそ本当に『倫理』として明確にしておくことが大切なことなのではないか、クライアントを守るためには強いのではないかと思います」と述べている(津川、2006を参照)。

- ②文部科学省(2010)の『生徒指導提要』では、「学校では一人の児童生徒に複数の教員がかかわります。それゆえ守秘義務を盾に教育的かかわりの内容や児童生徒についての情報が閉じられてしまうと、学校としての働きかけに矛盾や混乱が生じてしまい、結果的に児童生徒やその保護者を混乱に巻き込むことになりかねません。学校における守秘義務は、情報を『校外に洩らさない』という意味にとらえるべきです」と述べられている。
- ③これは大学の場合であるが、学生相談カウンセラーの吉武(2010)は、「『職員には組織内守秘義務がある』として、来談者の了解なく教職員に情報を出してもよいとする考え方が一部にあるが、身勝手な考え方であり、採ってはいけない考え方である。何故なら、情報を伝えた結果、得た情報によって『よかれと思って動いた』その結果が、実は軽率、不適切で、ときに重大な問題を引き起こすことがあり、そのような軽率な行動をとるかもしれない教職員が、少数であるかもしれないが往々にしておられるものであることをカウンセラーは認識している(あるいは認識しているべきである)からである」と述べている。ここでは、「組織内守秘義務」という言葉が使われている。
- ④弁護士の出口(2012b)は、「集団的守秘義務は厳密な意味での守秘義務と対立するところがあり、安易にこの考え方によるのは疑問である」「現在スクールカウンセラーは子どもの立場に徹頭徹尾寄り添うという姿勢をとらず、学校におけるさまざまな立場の人たちの調整的立場になる役割を演じ、子どもの権利を守るという立場になる役割を果たすということをしていないのではないだろうか」と、疑問を提示している。
- ⑤臨床心理士の宇田川(2015)は、「守秘義務」と「情報開示」という倫理的ジレンマに際して、「インフォームド・コンセント」(適切な情報に基づくクライアント側の理解と納得)をきちんと行えば、それが「守秘義務」と「情報開示」の機能を橋渡ししてくれることを強調している。
- ⑥弁護士の秀島(2017)は、「ただ、この『チーム内守秘義務』については、法律家の立場でも、十分検討されていない課題である」とのみ述べている。ちなみに、企業等で働く企業内カウンセラーについての秀島の見解は、「相談者などの情報については守秘義務を負い、相談者の了解がないまま、上司などに情報を伝えることはできないというべきである」というものである。
- ⑦一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会 (2019) の平成 30 年度都道府県臨床心理士会倫理担当者研修会の研修報告には、「学校は在学契約のもと児童生徒に対して安全配慮義務、予見義務、結果回避義務を負っている。学校がこれらの義務を果たすためにスクールカウンセラー(以下 SC) と雇用契約を結んだ上でカウンセリング業務を依頼している。つまり SC は直接的に児童生徒とカウンセリング契約を結んでいるわけではない。そのため、法的には SC の児童生徒に対する守秘義務は存在せず、一方で校長への報告義務を有していることになる」「守秘義務と情報開示という相反する機能の狭間で臨床心理士は倫理的ジレンマに曝されることが多い。(中略)この守秘義務と情報開示の橋渡しの役割を果たすのがインフォームド・コンセント(以下 IC)である。IC とは、カウンセリングについて十分な説明を行い、納得した同意を対象者から得ることであり、インテーク時のみに限らず、面接過程の中で必要が生じるごとに得ていく必要がある」と述べられている。このなかの IC についての説明は、宇田川 (2015) のものと同じである。クライアントと SC との二者間のみの守秘義務か、クライアントと SC 以外の他者への情報開示を前提とする集団守秘義務・チーム内守秘義務かに関しては以上のように、これまでさまざま

な見解が提示されてきている。

ところで、クライアントである児童生徒の話の内容は軽い愚痴のようなものから深刻なものまでさまざまであり、またSCの学校内での連携の仕方もクライアントの問題によって、あるいは学校によってさまざまなので、ひとまとめにして言うことがむずかしい。そこで、少し小分けした形で整理してみたい。

まず、非常勤のSCが学校で働く場合、必ずそこにはSC担当者が必要となる。SC担当者は学校によって異なるが、教育相談担当教諭であったり、生徒指導主任であったり、養護教諭であったりする。いずれにしろ、SC担当者がいなければ、1週間に1回とか2週間に1回しか学校に行かないようなSCとしては動きようがない。SCがカウンセリング活動を行うためには、このSC担当者との密接な連携が不可欠となる。当然のことであるが、SC担当者はクライアント本人から、あるいは担任から、場合によれば保護者から聞いて、クライアントが何に困っているのか、クライアントの何が問題だと思われているのかを大まかに把握している。その意味では、学校場面では、カウンセラーとクライアントの2人だけの関係しかないという形は存在しにくいように思える。

SC はまた、カウンセリング開始前だけでなく、カウンセリング終了後には SC 担当者と打ち合わせる必要がある。特に自傷他害のリスクやいじめがあるような場合には、担任や学年主任、管理職をも交えた形で緊急に打ち合わせをしないといけないことがある。 SC が学校に行っていない日に、学校内で突然自殺行為が生じ、そのことをすぐに SC に知らせてくれるのは SC 担当者である。ともあれ、SC と SC 担当者はこのように、児童生徒の安全を確保するために常に一つのチームのような形で動いている。したがって、カウンセリングルームで話された内容は大まかには SC 担当者にあとで報告するということの了解をクライアントに求めておくほうがよいように思える。ただしその場合、「今日話されたことの概要はあとで SC 担当の先生に報告しますが、今日のお話のなかで絶対に誰にも話してほしくないことがありますか」という形でクライアントの確認をとっておくとよい。(クライアントが話してほしくないと言った事柄は、クライアントの安全や命に関わらない限り、SC 担当者にも話さない。)

結局のところ、学校場面では、守秘義務は限定的にならざるをえない。基本はもちろんクライアント自身の了解を取っていくことにあるが(SC が了解を取っていくことがクライアントの自己決定権を保障することになる)、他人に話すことをクライアントが拒否するような場合でも、SC の目から見て他人に話す必要があると思えるような場合には、他人に話すことの必要性をクライアントと一緒に討議する。

クライアントの話を聞いているなかでクライアントの過去の、学校場面とは関係のないようないわゆる「個人的な秘密」(ここでは命の危険や犯罪等と無関係な事柄)が語られたら、それはSC の心のなかだけにとどめておいて、他人に話さないようにすることも大切であろう。

いずれにしろ、SC がクライアントに「誰にも話しません」と約束しておいて、その裏でクライアントの話を他人に話すとしたら、これはクライアントに対する一種の裏切り行為になるので避けたい。「誰にも話しません」とクライアントに約束することができないような事柄であれば、最初から「誰にも話しません」という約束をしないで、約束することがむずかしいことをクライアントに述べ、その理由を話し合うことが大切となろう。

担任との関係であるが、担任が直接児童生徒にカウンセラーのところに行くようにと言うことがあり、その場合には、カウンセリング終了後に担任と打ち合わせる必要があることが多い。このような場合には、予めクライアントに対して、「後で担任の先生と打ち合わせることになりますが、それでいいですか」というふうに了解を求めておく。「クライアントの了解が得られなかった場合には、了解が得られなかったということを担任(ないしSC担当者)に述べる。その場合、

担任が後でクライアントに、相談室でどんな話をしたのかと聞くことも考えられるので、SC が 予め担任に、クライアントには何も聞かないでおいてやってくださいませんかと頼んでおくとよ いかもしれない。SC としては極力、H. S. Sullivan の言う安全保障感(security)の維持・確保 に配慮する。]

ちなみに長坂(1998)は、「教師カウンセラー」(教科指導との兼任のカウンセラー)としての立場からではあるが、「担任の理解・協力を得るためには、ある程度面接内で知り得た情報を担任と共有することが必要となるが、どのような形でどの程度共有するのかが問題である。筆者の場合、原則として面接の内容はそのまま伝えず、理解したクライエントの状態や、今必要なこと、今後の予想、担任ができることなどを伝えることを原則としてきた」としている。

カウンセリングでクライアントから話された内容をそのまま担任に伝えるのではなくて、クライアントとのカウンセリングから得られたことに基づいて担任に役立つようなアドバイスを行うというこの長坂のコンサルテーションの工夫は、スクールカウンセリングにおいても大変有益であるように思える。

V 公認心理師の秘密保持義務

これまでもっぱら臨床心理士について述べてきたが、最後に公認心理師の秘密保持義務について触れておきたい(公認心理師法では守秘義務ではなくて「秘密保持義務」という言葉が用いられている)。

公認心理師の秘密保持義務は表 4 にまとめた。第 41 条と 46 条にあるように公認心理師は正当な理由がないのにその業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならず、これに違反した人は1 年以下の懲役ないし30万円以下の罰金となる。これは親告罪である。[親告罪は被害者等が訴え出ないと公訴の提起ができないもので、刑法で言えば、信書開封(第 133 条)、秘密漏示(第 134 条)、強制わいせつ(第 176 条)、強姦(第 177 条)、名誉毀損(第 230 条)などが親告罪となる。]

公認心理師法の第41条からすれば、「正当な理由」があれば業務に関して知ることのできた秘密を漏らすことは可能となる。この正当な理由に当てはまるのは(つまり、秘密保持の例外状況は)、『公認心理師現任者講習会テキスト[2019年版]』(一般財団法人日本心理研修センター監修,2018)によれば、表5「秘密保持の例外状況」に掲げた8つである。

ところで、『公認心理師現任者講習会テキスト [2019 年版]』の 14 頁には、「表 2 職業倫理の 7 原則」が載せられている。この表 2 は金沢(2006)が出版した『臨床心理学の倫理を学ぶ』の 70 頁の表 3-1 を金沢が一部改変したものである。

『公認心理師現任者講習会テキスト [2019 年版]』の 14 頁にある「表 2 職業倫理の 7 原則」のうちの第 5 原則が「秘密を守る」であり、その内容は本稿の表 6「職業倫理の第 5 原則」に掲げた。

この第5原則について言えば、金沢の2006年の表31のなかの「本人の承諾なしに専門家がクライエントの秘密を漏らす場合は」云々は、2018年の表2(14頁)では「本人の承諾なしに公認心理師がクライエントの秘密を漏らす場合は」云々と修正されている。結局第5原則の内容は2006年のものと2018年の公認心理師現任者講習会テキストのものとほとんど変わらないので、秘密を漏らす主体が「専門家」から「公認心理師」に変わっただけだと言えよう。(内容的には限定的秘密保持であることと、クライアント本人の承諾を得ることが強調されている。)

VI おわりに

本稿では学校という教育臨床場面における守秘義務について、もっぱら SC が臨床心理士であ

表 4 秘密保持義務に関連した公認心理師法(処罰規定を含む)

第3章 登録

(登録の取り消し等)

- 第32条 文部科学大臣及び労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
 - 1 第3条各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合*1
 - 2 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- 2 文部科学大臣及び労働大臣は、公認心理師が第40条、第41条又は第42条第2項の規定*²に違反したときは、 その登録を取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の 停止を命ずることができる。

第4章 義務等

(秘密保持義務)

第41条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

第5章 罰則

- 第46条 第41条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- *1 第3条の1、2、3号は、「成年被後見人または被保佐人」「禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者」「公認心理師法やその他の法律の規定で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者」である。
- *2 第40条は信用失墜行為の禁止、第41条は秘密保持義務、第42条第2項は主治の医師の指示を受けることである。

表 5 公認心理師の秘密保持の例外状況(金沢、2006を基に作成されたもの)

- ①明確で差し迫った生命の危機があり、攻撃される相手が特定されている場合。
- ②自殺など、自分自身に対して深刻な危害を加えるおそれのある緊急事態。
- ③虐待が疑われる場合。
- ④そのクライエントのケア等に直接関わっている専門家同士で話し合う場合(相談室内のケースカンファレンスなど)。
- ⑤法による定めがある場合。
- ⑥医療保険による支払いが行われる場合。
- ⑦クライエントが、自分自身の精神状態や心理的な問題に関連する訴えを裁判などによって提起した場合。
- ⑧ クライエントによる明示的な意思表示がある場合。

表6 職業倫理の第5原則(金沢、2006を基に作成されたもの)

第5原則:秘密を守る

限定つき秘密保持であり、秘密保持には限界がある。本人の承諾なしに公認心理師がクライエントの秘密を漏らす場合は、明確で差し迫った生命の危険があり相手が特定されている場合、虐待が疑われる場合、そのクライエントのケア等に直接かかわっている専門家などの間で話し合う場合 (例相談室内のケースカンファレンス等)、などに限られる。ただし、いずれの場合も、クライエントの承諾が得られるようにしなければならない。また、記録を机の上に置いたままにしない、待合室などで他の人にクライエントの名前などが聞かれることのないよう注意する、といった現実的な配慮も忘れないようにする必要がある。なお、他人に知らせることをクライエント本人が自身の自由意志で強制されることなく許可した場合は守秘義務違反にはならない。

る場合について整理してみた。SCの仕事は多岐にわたるが、基本的には児童生徒の安全を守る(心理的には児童生徒の安全保障感を維持・確保していく)ことが重要ではないかと思われる。

公認心理師のほうは2018年9月9日に第1回国家試験、2019年8月4日に第2回国家試験実施とまだ若い資格であり、詳細な職業倫理ガイドラインは発表されていない。今後公認心理師としての活動がいきわたるにつれて倫理に関する細かな問題が出てくるので、あるいは臨床心理士がこれまで思い悩んだのと似たような問題が出てくるので、詳細な職業倫理ガイドラインの発行が待たれる。ちなみに、歴史の長い医師の場合、日本医師会の「会員の倫理・資質向上委員会」が主体となって、2016年10月1日に『医師の職業倫理指針 第3版』(日本医師会発行)が出版されている。本文61頁の詳細なもので、例えば「守秘(秘密保持)義務」については、「近時の最高裁判例には、患者の尿中に覚せい剤反応が出たことを警察に通報した行為は違法ではないとしたものもある」などと、微妙な事柄が分かりやすく書かれている(麻薬及び向精神薬取締法と異なり、覚せい剤取締法では医師に届出義務は課されていない)。

文献

- 出口治男(2012a) カウンセリング業務はどのように法律と関係しているか(伊原千晶編著,心理臨床の法と倫理,37-51)
- 出口治男(2012b)スクールカウンセリングにおける子どもの法的地位について(伊原千晶編著,心理臨床の法と倫理,79-108)
- 長谷川啓三 (2003) 集団守秘義務の考え方 臨床心理学, 3(1), 122-124.
- 秀嶋ゆかり (2017) 「秘密保持」と「手続の透明性」を巡って―守秘義務 臨床心理学, 17(1), 38-43.
- 一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会(2017)一般社団法人日本臨床心理士会倫理ガイドライン
- 一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会(2019)倫理問題への対応状況と課題―平成30年度都道府県 臨床心理士会倫理担当者研修会報告 一般社団法人日本臨床心理士会雑誌、27(2)、24-25.
- 一般財団法人日本心理研修センター(監修)(2018)公認心理師現任者講習会テキスト [2019年版] 金剛出版
- 金沢吉展(2006) 臨床心理学の倫理を学ぶ 東京大学出版会
- 慶野遙香 (2013) 臨床心理士の出会う倫理的困難に関する実態把握調査 心理臨床学研究, 30(6), 934-939.
- 宮下修一(2009) 秘密保持についての民事責任について(松田純・江口昌克・正木祐史編,ケースブック 心理臨床の倫理と法、知泉書館、124-126)
- 文部科学省(2010)生徒指導提要
- 長坂正文(1998) 学校内カウンセリングの諸問題―教師カウンセラーの立場から 心理臨床学研究, 15(6), 611-622.
- 大塚義孝(1988) 心理臨床家の資格認定制度の確立—日本臨床心理士資格認定協会の発足に寄せて 心理臨床学研究,6(1),84-89.
- 津川律子(2006)磯谷文明先生による特別講演「守秘義務と連携―個人情報保護法との関連で―」(その2)日本臨床心理士会雑誌,50,38-47.
- 字田川一夫 (2015) 「守秘義務・情報開示」と「インフォームド・コンセント」そして「コンサルテーション」との関係 日本臨床心理士会雑誌、23(2)、92-93、
- 吉武清實(2010)学生相談共有ばなし・第六話 カウンセラーと教職員の連携―自殺への危機対応を例 に 大学と学生、2.48-57.